

介護老人保健施設慈眼苑通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設慈眼苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに作成し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

2020年4月1日改訂(民法改正後)

[別紙1 重要事項説明]

慈眼苑通所リハビリテーションについて

(介護予防通所リハビリテーション含む)

○介護保険証の確認

ご利用お申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証の確認をさせていただきます。

○通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るように適切にサービスを提供します。また、サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し適切なサービスを提供するように努め、サービス計画の内容について同意をいただくようになります。

食 事：栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

(注) 特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

排 泄：利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入 浴：機械を用いての入浴も可能です。

送 迎：リフトつき送迎車で送迎をいたします。(玄関まで参ります。)

理美容：出張による理美容サービスを利用いただけます。

お持ち頂くもの：1. 介護保険証 2. 健康手帳

3. お菓を飲んでおられる方は、お持ち下さい。

4. 入浴される方は、着替え、下着、タオル2枚、バスタオル

※持ち物には、全て分かりやすいところに氏名を書いてください。

情報の開示：診療の内容の記録は開示致しますので、ご要望があればお申し出下さい。

○他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、荒尾市有明医療センター、荒尾中央病院や坂田歯科医院に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

○緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

扶養者・連帯保証人・緊急時の連絡先に変更が生じた場合は必ずご連絡下さい。

○相談及び援助

当施設は、利用者およびその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、各機関と連携して可能な限り必要な援助を行うように努めます。

相談窓口： 支援相談員・介護支援専門員

要望、苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

個人情報の利用目的

(令和7年5月1日現在)

介護老人保健施設慈眼苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

慈眼苑通所リハビリテーションのご案内

(介護予防通所リハビリテーション含む)

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 洗心会
代表者名	理事長 熊本 孝司
所在地	熊本県荒尾市荒尾 1 9 9 7
電話番号	0 9 6 8 - 6 9 - 1 6 0 1
ファックス番号	0 9 6 8 - 6 9 - 1 6 0 2

2. 事業所（ご利用施設）

施設の名称	慈眼苑通所リハビリテーション
管理者の氏名	施設長 東 博治
所在地	熊本県荒尾市増永 7 0 8 - 2
電話番号	0 9 6 8 - 6 4 - 1 0 1 8
ファックス番号	0 9 6 8 - 6 4 - 2 1 0 5

3. 通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションは要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的と致します。

運営の方針

- ・通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援をいたします。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ・介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービスを提供いたします。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はそのご家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいようにご説明を行うとともに利用者の同意を得て実施いたします。

4. 事業所の概要

(1) 構造等

敷地		9,812.76㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	4,077.06㎡
	利用者定員	50名（通所リハ）

※敷地、建物面積には介護老人保健施設、短期入所を含みます。

(2) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	1人あたり面積
食堂	2室	284.9㎡	3.16㎡
機能訓練室	1室	180.0㎡	2.0㎡
一般浴室	3室	75.67㎡	
機械浴室	特殊浴槽	1台	
診察室	1室	18.0㎡	
デイルーム	2箇所	231.0㎡	

※介護老人保健施設を含みます。

(3) 定員 50名

(4) 通常の送迎の実施地域

荒尾市 玉名市 玉名郡 大牟田市

(5) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:00

※時間外の利用についてはご相談下さい。

※日曜日、年始は休業します。

5. 職員体制 (令和7年5月1日現在)

従業者の職種	常勤	非常勤	兼務	備考
管理者（医師）			1名	施設サービスと兼務
看護師	1名			
介護福祉士	8名	3名		
介護職員	0名	0名		
作業療法士			1名	施設サービスと兼務
理学療法士			2名	施設サービスと兼務
支援相談員			1名	施設サービスと兼務

6. サービス内容

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・機械を用いての入浴も可能です。
機能訓練	・心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行います。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器23台 車椅子43台 平行棒 ホットパック 起立台 ホットマグナー 自転車エルゴ マット練習台 他
健康管理	・血圧測定等利用者の健康状態の把握に努めます。
相談・苦情及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談・苦情についても誠意をもって応じ、各機関と連携して可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談・苦情受付窓口) 支援相談員 前畑真美
社会生活上便宜	・当施設は、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な教養娯楽 クラブ活動(生け花他) ・誕生会 敬老会 節分豆まき 他
送 迎	・送迎車での送迎を行います。(車椅子でも乗車できます。)

7. 費 用

(1) [通所リハビリテーション料金表]

①基本料金(介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なり、所得により利用料の1割～3割をお支払いいただきます。以下は1割の自己負担分です。)

	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間
要介護1	383円	486円	553円	622円	715円
要介護2	439円	565円	642円	738円	850円
要介護3	498円	643円	730円	852円	981円
要介護4	555円	743円	844円	987円	1,137円
要介護5	612円	842円	957円	1,120円	1,290円

②加算料金

- ・サービス提供体制強化加算 22円
- ・リハビリテーション提供体制加算(3～4時間) 12円(4～5時間) 16円
(5～6時間) 20円(6～7時間) 24円
- ・入浴(1回あたり) 40円/回
- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 560円/月(開始月から6ヶ月以内)
- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 240円/月(開始月から6ヶ月超)

- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 593円/月(開始月から6ヶ月以内)
- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 273円/月(開始月から6ヶ月超)
- ・リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 830円/月(開始月から6ヶ月以内)
- ・リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 510円/月(開始月から6ヶ月超)
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円/日(退院・退所日から3ヶ月以内)
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) 240円/日
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II) 1,920円/月
- ・中重度者ケア体制加算 20円/日
- ・若年性認知症利用者受入加算 60円/日
- ・介護職員処遇改善加算(II) 8.3%食費を除くサービス費と加算の合計額に加算されます。

③通所リハビリテーションご利用料金の目安

- ・介護度：要介護2・利用時間：6時間以上7時間未満・利用回数：8日/月
(1割負担の場合)

料金項目	単価・回数	金額
通所リハビリテーション費	850*8	6,800円
入浴加算	40*8	320円
サービス提供体制強化加算	22*8	176円
リハビリテーション提供体制	24*8	192円
加算科学的介護推進体制加算	40	40円
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	863	863円
介護職員処遇改善加算	7.3%	697円
昼食(おやつ込)	650円*8	5,200円
合計月額		14,288円

(2) [介護予防通所リハビリテーション料金表]

①基本料金(介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なり、所得により利用料の1割から3割をお支払いいただきます。以下は1日あたりの1割の自己負担分です。)

要支援1：2,268円/月

要支援2：4,228円/月

②加算料金

科学的介護推進体制加算 40円/月

サービス提供体制強化加算 ・要支援1：88円/月 ・要支援2：176円/月

介護職員処遇改善加算 8.3%は食費を除くサービス費と加算の合計額に加算されます。

③介護予防通所リハビリテーションご利用料金の目安 (月額：1割負担の場合)

料金項目	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	2,268円	4,228円
サービス提供体制強化加算	88円	176円
科学的介護推進体制加算	40円	40円
介護職員処遇改善加算 8.3%	199円	369円
昼食(おやつ込)	650円×4	650円×8
合計月額	5,195円 (月4日ご利用の場合)	10,013円 (月8日ご利用の場合)

(3) その他の料金

①時間外利用料

時間外利用料 (30分毎)		
要支援	要介護1, 2	要介護3, 4, 5
130円	150円	200円

②理美容代 (業者委託)

・出張による理美容サービスを利用頂けます。

実費 ・丸刈り1,000円・カット1,600円・ヘアカラー4,000円
(税込) ・パーマ・カット6,000円・シェービング1,000円 その他
利用日は第1火曜日・第2月曜日・第3金曜日・第4木曜日です。

③その他

おむつ代 (1枚あたり)	尿取りパット40円・はくパンツ (M、L) 130円 はくパンツ (LL) 150円
食費	・朝食450円・昼食(おやつ込) 650円・夕食650円
クラブ活動費	実費

- その他通所リハビリテーションの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

(4) 支払い方法

上記に基づき、当月分は翌月の10日より請求書を料金袋に入れてお渡し致しますので月末までに通所リハビリテーションご利用の際に料金袋に入れてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を料金袋に入れてお渡しいたします。

・請求書の郵送を希望される方はお申し出下さい。

銀行振込でもお支払い頂けます。注：振込手数料は申し訳ございませんがご利用者負担とさせていただきます。

・振込口座

○西日本シティ銀行 大牟田支店 普通口座 (1112358)

○福岡銀行 大牟田支店 普通口座 (2486387)

口座名義 医療法人洗心会 介護老人保健施設 慈眼苑 理事長 熊本 孝司

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

支援相談員・介護支援専門員が担当します。

ご利用方法は、電話、面接、ご意見箱のいずれでも結構です。

苦情については、直接市町村や国民健康保険団体連合会に申し出ることもできます。

9. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、主治医或いは関係医療機関、緊急連絡先等(ご家族等)に連絡し適切な措置をいたします。

10. 協力医療機関等

・協力医療機関

名 称	荒尾市立有明医療センター
所在地	熊本県荒尾市荒尾2600番地
電話番号	0968-63-1115
診療科	内科・小児科・循環器科・外科・皮膚泌尿器科・麻酔科 他
入院設備	ベット数416床
緊急指定の有無	あり
契約の概要	当施設の利用者が病状急変を生じた場合、協力して診療を行うものとし、休日や夜間等においても同様とする。

名 称	荒尾中央病院
所在地	熊本県荒尾市荒尾1544番地1
電話番号	0968-64-1333
診療科	内科・循環器内科・消化器内科・リハビリテーション科・神経内科・精神科・放射線科・人工透析内科・皮膚科 他
病床数	ベット数240床
契約の概要	当施設の利用者が病状急変を生じた場合、協力して診療を行うものとし、休日や夜間等においても同様とする。

・協力歯科医療機関

名 称	坂田歯科医院
所在地	熊本県荒尾市月田2000番地
電話番号	0968-64-2000

1 1. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用で破損等が生じた場合は賠償していただく事が ございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、む やみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品・現金等 の管理	多額の金銭や貴重品は持ち込まれないようお願いします。
宗教・政治及び 営利活動	施設内での宗教・政治及び営利活動はご遠慮ください。

1 2. 非常災害の対策

非常時の対応	別途に定める「慈眼苑消防計画書」にのっとり対応します			
近隣との協力関係	荒尾中央病院、荒尾こころの郷病院と非常時の際は相互に協力す ることを約束しております。			
平常時の訓練等 防災設備	年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を荒尾中央病院の協力 のもと利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数	設備名称	個数
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3カ所
	非常階段	2カ所	屋内消火栓	7カ所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	34カ所	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	なし
	カーテンは防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成27年5月20日			

1 3. 利用にあたってのお願い

- お持ち頂くもの：1. 介護保険証（月初め） 2. 健康手帳（月初め）
3. 医療受給者証 4. 健康保険証
5. お薬を飲んでおられる方は、お持ち下さい。
6. 入浴される方は、着替え、下着、タオル2枚、バスタオル
7. 連絡袋（毎日）

※持ち物には、全て分かりやすいところに氏名を書いてください。

※介護保険証等の変更があった場合は直ちにご連絡してください。

※健康手帳は記入の必要がありますので月初めに必ずご持参してください。